

## 令和4年度高知県新型コロナウイルスワクチン職域接種促進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、令和4年度高知県新型コロナウイルスワクチン職域接種促進事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業をいう。
- (2) 職域接種 令和3年11月17日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡「新型コロナウイルスワクチン追加接種(3回目接種)に係る職域接種の開始について」に規定する接種をいう。

### (補助目的及び補助対象事業)

第3条 県は、「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)実施要綱」(「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)の実施についての一部改正について」(令和4年4月1日医政発0401第23号、健発0401第3号、薬生発0401第23号)別紙)3(21)に基づき、中小企業等(以下「補助事業者」という。)が行う職域接種の会場の設置及び運営に要する経費のうち、新型コロナウイルスワクチン接種事業(負担金)の対象とならない又は超える部分について、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (補助率及び補助対象経費)

第4条 前条に規定する補助対象事業(以下「補助事業」という。)の補助対象経費及び補助率については、別表第1に定めるとおりとし、交付額の算定方法については以下のとおりとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表第1の第2欄に掲げる補助基準額と第3欄に掲げる対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号の規定により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額(交付基本額)を選定額とする。
- (3) 前号の選定額に、中小企業の従業員等へ接種した回数を総接種回数で除した率を乗じた額を交付額とする。

(補助金の交付申請等)

第5条 規則第3条第1項の申請書及び関係書類の様式は、別記第1号様式によるものとする。

(交付の決定等)

第6条 知事は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、申請内容が適当であると認めるときは補助金の交付を決定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分等を変更する場合は、事前に別記第2号様式による変更申請を提出して知事の承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等、暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (4) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (5) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (6) 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）の滞納がないこと。
- (7) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(実績報告等)

第8条 規則第11条第1項の実績報告書の様式は、別記第3号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月30日のいずれか早い日まで知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前条第7号ただし書の規定により交付の申請をした場合は、前項の

実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 補助事業者は、前条第7号ただし書の規定により交付の申請をした場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第4号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(情報の開示)

第9条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月22日から施行する。ただし、補助事業者が令和4年3月1日以降に実施したものを対象とする。
- 2 この要綱は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第4号及び第5号、第8条第3項並びに第9条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1(第4条関係)

1 補助対象事業	2 補助基準額	3 補助対象経費	4 補助率
<p>1 中小企業が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体(以下「商工会議所等」という。)を事務局として共同実施するもの</p> <p>2 当該中小企業又は団体が接種を委託した外部の医療機関が出張して実施するもの。 ただし、商工会議所等が職域接種の実施のために新たに医療機関を開設した場合であって、外部医療機関から医師等を雇用する費用が商工会議所等に発生し、かつ、職域接種終了後に速やかに医療機関の廃止届を提出する場合を含む。</p>	<p>接種1回当たり 1,500円</p>	<p>当該接種会場の設置、運営等接種体制確保のために必要となる取組に係る経費であって、新型コロナウイルスワクチン接種事業(負担金)の対象とならない、又は超える部分に係る以下の経費</p> <p>賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料及び保険料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費</p>	<p>10分の10</p>

別表第2（第6条、第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。